



第63回

社会保険料の削減方法に制限か？

社会保険料において、標準賞与額の上限を利用し月収を著しく低額にする一方で高額な賞与を支給することで負担総額を減少させる「社会保険料削減スキーム」について、厚生労働省社会保険審議会は標準賞与額の上限引き上げを議題に上げ封じ込めを検討しています。

1. 社会保険料削減スキームの仕組み

社会保険料削減スキームとは、健康保険・厚生年金保険料の計算上、月収については「標準報酬月額」・賞与については「標準賞与額」という、保険料の計算対象となる報酬金額の上限がそれぞれ設けられていることを利用し、年収の大半を賞与として支給することで社会保険料の年間負担総額を減らすことです。

	①役員報酬のみ	②役員報酬＋賞与
毎月の役員報酬	100万円/月	10万円/月
役員賞与	—	1,080万円
年間の総報酬額	1,200万円	1,200万円
毎月の健康保険料	99,700円/月 (100万円×9.97%)	9,970円/月 (10万円×9.97%)
毎月の厚生年金保険料	183,000円/月 (100万円×18.3%)	18,300円/月 (10万円×18.3%)
毎月の社会保険料(年間)	3,388,800円	338,160円
賞与の健康保険料	—	571,854円 (573万円×9.97%)
賞与の厚生年金保険料	—	274,500円 (150万円×18.3%)
賞与の社会保険料	—	846,354円
年間の社会保険料	3,388,800円	1,184,514円
差 額		2,204,286円

賞与の社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)には上限が設けられています。具体的には、健康保険料の上限は年間573万円、厚生年金保険料の上限は1回の支給につき150万円です。これらの上限を超える部分については、社会保険料がかかりません。この仕組みを利用し役員報酬と役員賞与のバランスを見直すことで、どのよう

2. 見直しの理由

令和6年9月30日に開催された第183回社会保険審議会(医療保険部会)で、代表者や役員が「報酬を極端に低く設定し、高額な賞与を支給しているケー

社会保険料の負担を軽減できるかについて解説します。例えば、表①のように月額報酬100万円のみであった場合は年間の社会保険料約338万円、表②のように月額10万円と賞与1,080万円であった場合は年間の社会保険料約1,184万円と、約3.5倍の差が生じます。

「スも存在する」との報告とともに、標準賞与額の上限について「どう考えるか」という問題提起がされました。さらに、令和6年11月21日に開催された第186回同部会では、標準賞与額の上限に該当する者のうち標準報酬月額が30万円以下の者の人数は令和2年から令和5年の間で約1.6倍に増加しているというデータとともに、現在も同スキームの導入企業が増加傾向にあることが示され、標準賞与額の上限引き上げが議題とされました。

3. 予想される影響

具体的には、現行の標準賞与額の上限額(年間573万円・年度単位)を引き上げるといった、月給を極端に低く設定しているケースを是正する方向で議論が進んでいます。

今回の見直しがいづ実施されるかについては、まだ確定していません。しかし、審議会での議論が進んでいることから、早ければ来年度以降に改正が行われる可能性があります。

(税理士 光廣 昌史)



税理士法人 光パートナーズ
株式会社 オフィスミツヒコ

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みはHPから
URL <https://www.office-m.co.jp/>

2025年 第5回 家族を幸せにする相続セミナー 知っておきたい『葬儀後に必要となる手続き』

「家族を幸せにする相続セミナー」の締め括りは、実際に相続が発生した後の対策として、葬儀後に欠かせない、各種手続きについてお話します。日本は申請主義なので、手続きをしないともらえないお金が沢山あります。また、金融機関等での手続きは、各機関で必要書類が異なり、煩雑なものとなっています。

今回は、これらの手続きについて、相続手続きアドバイザーの立場から事例を交えたお話をいたします。ご家族の皆様、そしてご本人の準備のためのヒントにして頂き、今後の相続対策としてお役立てください。

◆日時 2025年9月4日(木) 14:00～16:00

◆講師 税理士 光廣 昌史

◆会場 てらまちビュー空橋(12階)

広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイドBLD

◆参加費 1,000円(税込)

◆定員 8名

◆お問合せ 税理士法人 光パートナーズ
総合企画部/下田・和田